維持管理情報

山口工場伊佐地区　2号キルン　1／2

施設の操業状況に関する情報			2026年度											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス温度		（1）測定位置	①											
（廃掃法施行規則第4条の5の2及び		（2）測定結果を得た年月日	連続測定											
第12条の7の2　ト）		（3）測定結果（℃）	890											
集塵器に流入する燃焼ガス温度		（1）測定位置	⑤											
（廃掃法施行規則第4条の5の2及び		（2）測定結果を得た年月日	連続測定											
第12条の7の2　リ）		（3）測定結果（℃）	77											
煙突から排出されるCO濃度		（1）測定位置	―											
（廃掃法施行規則第4条の5の2及び		（2）測定結果を得た年月日	―											
第12条の7の2　ヲ）		（3）測定結果（%）	―											
焼成炉中の温度		（1）測定位置	⑦											
（廃掃法施行規則第4条の5の2及び		（2）測定結果を得た年月日	連続測定											
第12条の7の2　ツ）		（3）測定結果（℃）	1270											
排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日			連続払出し											
（廃掃法施行規則第4条の5の2及び第12条の7の2　ヌ）														
ダイオキシン類濃度		（1）排ガスの採取位置	―											
（廃掃法施行規則第4条の5の2及び		（2）排ガスの採取年月日	―											
第12条の7の2　ル）		（3）測定結果を得た年月日	―											
廃掃法規定　0.1ng-TEQ/m^3_N以下		（4）測定結果（ng-TEQ/m^3_N）	―											
ばい煙	硫黄酸化物	（1）排ガスの採取位置	―											
		（2）排ガスの採取年月日	―											
（廃掃法施行規則		（3）測定結果を得た年月日	―											
第4条の5の2及び		（4）測定結果（ppm）	―											
第12条の7の2　カ）	ばいじん	（1）排ガスの採取位置	―											
		（2）排ガスの採取年月日	―											
	大防法規定	（3）測定結果を得た年月日	―											
	100mg/m^3_N以下	（4）測定結果（mg/m^3_N）	―											
	塩化水素	（1）排ガスの採取位置	―											
	大防法規定	（2）排ガスの採取年月日	―											
	（廃棄物焼却炉）	（3）測定結果を得た年月日	―											
	700mg/m^3_N以下	（4）測定結果（mg/m^3_N）	―											
	窒素酸化物	（1）排ガスの採取位置	―											
		（2）排ガスの採取年月日	―											
	大防法規定	（3）測定結果を得た年月日	―											
	480ppm以下	（4）測定結果（ppm）	―											

補足（セメントの製造工程の例と測定位置に関する説明）

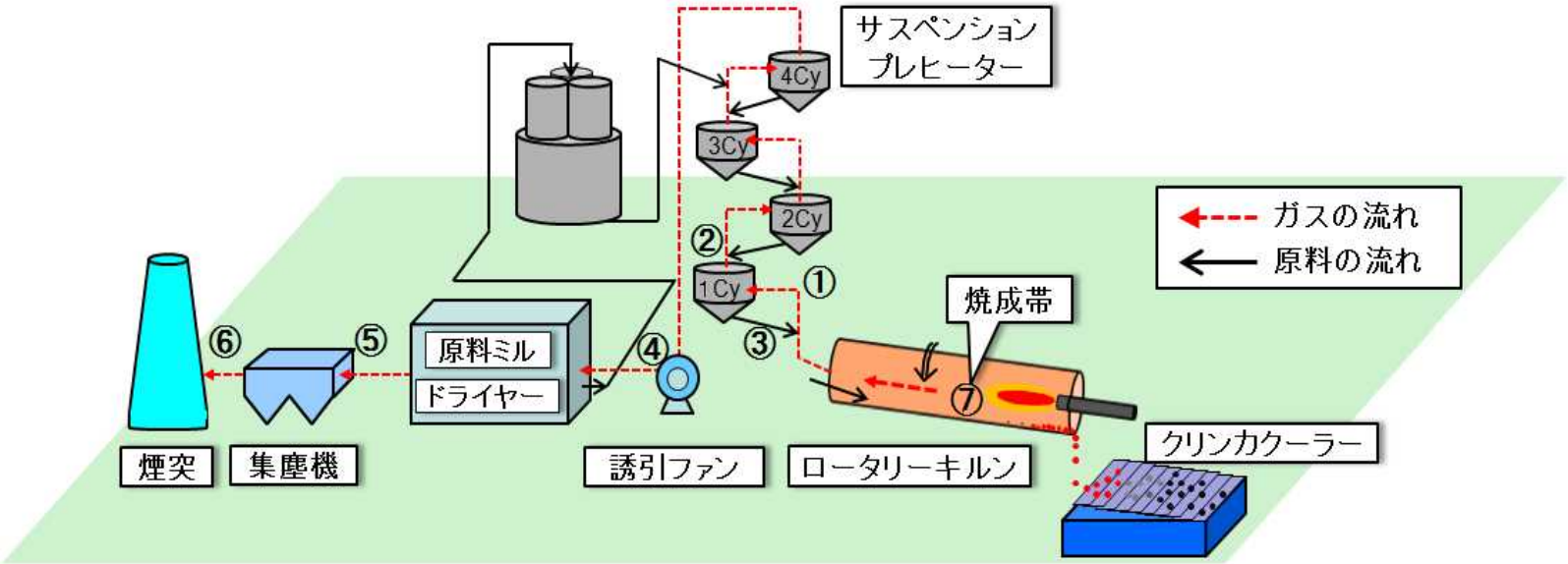

図　セメント製造工程の概略図

1）　燃焼室（ロータリーキルン）中の燃焼ガス温度は①，②または③の温度のうちの一つとしている。
2）　集塵機に流入するガス温度は⑤の温度を云う。
3）　一酸化炭素（CO）濃度は，④または⑤または⑥のCO濃度のうちの一つとしている※1。なお，④または⑤のCO濃度は煙突出口のCO濃度とほぼ同程度と推定される。
4）　焼成炉中の温度は⑦の温度を云う※2。
5）　ばい煙やダイオキシン類を測定している場所は⑥である。

※1　セメント製造の用に供する焼成炉は，煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素（CO）の濃度を用いることが適当でない特定の種類の焼却施設として環境大臣により定められている（環廃対441・環廃産460）。
この代わりに，3カ月に1回以上の排ガス中のダイオキシン類濃度の測定・記録が義務付けられている（廃掃法施行規則第4条の5第1項第2号ル）。

※2　炉内にはクリンカ粒が多量に浮遊していることから，温度の実測が困難であり，実温度よりも100～200℃低い値となる場合がある。
しかし，製品の性状に問題は無く，また，焼成炉中の温度1000℃以上を確実に立証している。